

報道関係者各位

「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づく 知事指定薬物の指定について

本日、「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物に該当するとして、下記の薬物を知事指定薬物として指定し、告示しましたので、県民の皆様への周知をよろしく願います。

明日 8 月 19 日から、当該薬物を含有する物品の製造、販売、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則（最大で 2 年の拘禁刑又は 100 万円の罰金）が科せられます。

記

1 知事指定薬物として指定する薬物

（１）通称名 1 F e - L S D

（8 R）-N，N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

（２）通称名 F l u e t o n i t a z e n e

N，N-ジエチル-2-（2- {[4-（2-フルオロエトキシ）フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類

（３）通称名 I s o b u t o n i t a z e n e

N，N-ジエチル-2-（2- {[4-（2-メチルプロポキシ）フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類

（４）通称名 5-MeO-N i B T、5-MeO-i B T

N- [2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類

2 その他

これまでの指定状況（今回を除く。）は次のとおりです。

年度	R 3 以前	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	計
指定数	92	15	15	15	16	3	156

※なお、いずれの薬物も、知事指定薬物として指定した後に医薬品医療機器等法に基づく指定薬物に指定されたため、知事指定薬物の指定は失効しています。

県民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります。決して使用したり、関わらないようにしてください。

問合せ先 健康福祉部健康福祉企画課
課長補佐 五十嵐 浩幸 023 - 630 - 3322
広報監 健康福祉部次長 後藤 真典